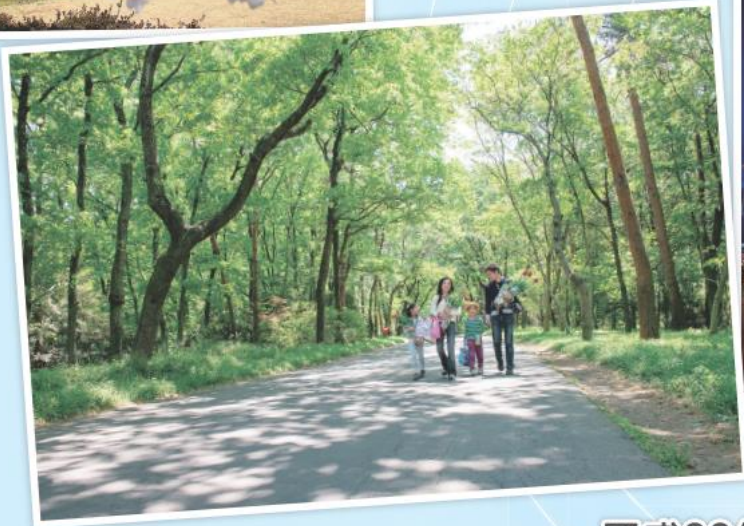


第2次 滑川町地域福祉計画

平成29年度～平成33年度



平成29年12月
滑川町



もくじ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 地域福祉とは.....	3
第2節 計画策定の目的.....	4
第3節 計画の位置づけ.....	5
第4節 計画の期間.....	6
第5節 計画策定の体制.....	6
第2章 滑川町の現状.....	7
第1節 統計データからみる現状.....	9
第2節 地域の現状.....	14
第3節 アンケート調査からみる現状.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
第1節 基本理念.....	23
第2節 基本目標.....	24
第3節 施策体系.....	26
第4章 施策展開.....	27
基本目標1 地域福祉を担う人づくり.....	29
基本目標2 支え合いの交流・連携づくり.....	34
基本目標3 地域で生活しやすい環境づくり.....	40
基本目標4 適切な福祉サービスの提供体制づくり.....	44
第5章 計画の推進.....	51
第1節 計画の普及・啓発活動.....	53
第2節 協働による計画の推進.....	53
第3節 計画の進行管理・評価.....	55
資料編.....	57
1 策定経過.....	59
2 滑川町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	60
3 諮問書.....	62
4 答申書.....	63

はじめに

近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、孤立、生活困窮、虐待など従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や複雑な生活課題の顕在化、多発する地震などの災害等により、地域の安全・安心に関わる体制の構築等も課題となっています。

こうした状況の中、多様な住民ニーズに応じた福祉・保健・医療や生活全般にわたる総合的な取組と幅広い連携が必要とされています。

また、地域の絆を取り戻し、お互いに支え合い、人と人とのつながりを大切にする
ことで、地域の一員として、自分らしく住み慣れた地域で生活を送ることができる環
境をつくることにより一層求められています。

本町では、滑川町地域福祉計画（平成24年3月策定）に基づき、この間、様々な事
業を展開し、地域における支え合いの基盤を整備してまいりました。

第2次となる本計画では、そうした地域の基盤を活かしながら、町が持つ特徴を最
大限に引き出すまちづくりを交流や支え合いで実践していくことを目指すため、「ふ
れあう力 わかちあう力 ささえあう力～ 地域で交流 共生 ^{3つの力} 魅力あるまち 滑
川 ～」を基本理念として掲げ、地域福祉の着実な進展を図ってまいります。

なお、計画を推進するにあたりましては、地域の皆様や関係機関、事業者等の皆様
と行政が一体となって取り組んで行くことが必要不可欠ですので、引き続きのご協力
をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に多大なる尽力を賜りました滑川町地域福祉計画策定
委員会委員の皆様、また、アンケート調査やパブリックコメント等で様々なご意見、
ご提言をいただきました町民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成29年12月

滑川町長 吉田 昇



第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは

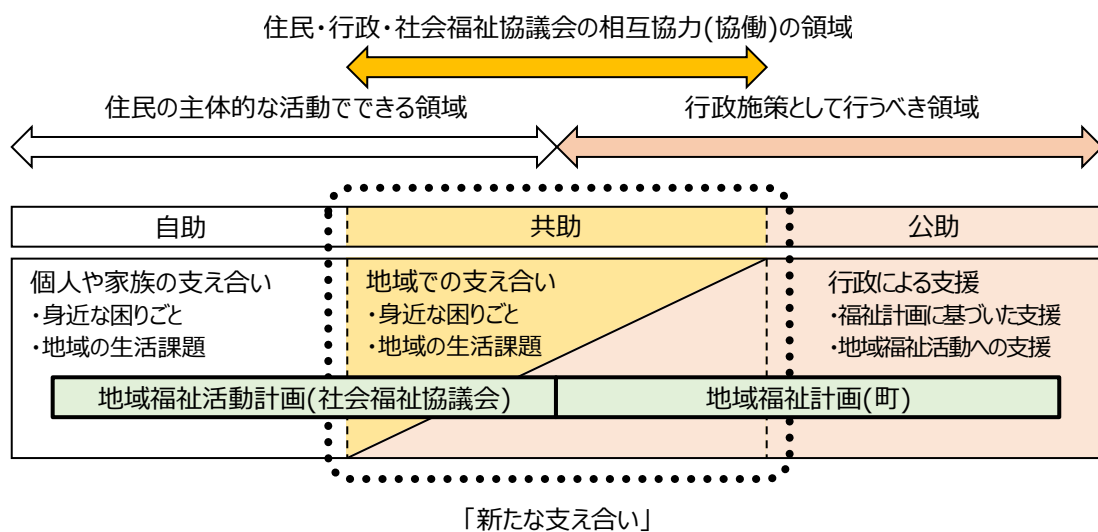
私たちが暮らしている地域は、ますます少子高齢化が進行しています。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援、障害のある人への支援をはじめ、さまざまな側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などの人たちが、その大きな部分を担い活躍しています。

しかしながら、福祉サービスのような支援を必要としているのはある特別な人たちだけではなく、地域に暮らすだれもが日ごろの生活のさまざまな場面で、何らかの問題を抱え、手助けを必要としています。

いま、人口構造の変化や一人ひとりの生活様式の多様化などが、私たちを取り巻く環境に大きな影響を与え、福祉的ニーズがますます増加し、多様化・複雑化しつつあります。こうした増大するニーズに対し、「自助」「共助」「公助」の仕組みを地域でつくっていくことが、重要とされています。

地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動にかかわる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を生かしつつ、地域でともに暮らす人たちがお互いに支え合い、助け合って協力する、この「自助」「共助」「公助」のもと、よりよい方策を見出していこうとする考え方が「地域福祉」です。

■「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



第2節 計画策定の目的

近年、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となってきています。

こうした地域社会を取り巻く環境の変化に対し、国においては平成12年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、この法の中で地域での生活を総合的に支援するため「地域福祉の推進」を掲げました。

本町では、自分たちの住む町は自分たちで知恵と力を出し合って住みやすい町にしていくという自治意識の向上、住民主体の活動や地域ボランティア、NPOによる子育て支援、ひとり暮らしの高齢者・障害のある人等の生活支援など、地域の住民同士の新たな支え合い活動を推進し、だれもが暮らしに安心を持てる町づくりを目指し、平成24年3月に「滑川町地域福祉計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、様々な施策を推進してきました。

その間、障害者総合支援法や子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援法の施行、介護保険法の改正など、各制度の充実が図られてきましたが、急速に進展する高齢化や、東日本大震災や熊本地震の発生などにより、地域の絆やつながりの重要性を再認識させられるとともに、地域福祉の担い手不足や地域住民の孤立など新たな問題が表面化しています。

このようなことから、国では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築を進めています。

地域福祉計画においては、福祉分野の上位計画として位置づけ、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとの計画の共通事項を盛り込み、一体的に推進することが求められています。

そのため、本町では、第1次計画の成果や町民ニーズ等を踏まえ、これからの本町における地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方を示すものとして、「第2次滑川町地域福祉計画」を策定しました。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、「第5次滑川町総合振興計画」を最上位の計画とし、福祉に関する分野別計画（「第7期滑川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第3次滑川町障害者計画・第5期滑川町障害福祉計画・第1期滑川町障害児福祉計画」、「滑川町子ども・子育て支援事業計画」）の上位計画として、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

また、他の分野別福祉計画のように対象者を限定するものではなく、本町に暮らす全ての町民を対象に、地域における福祉活動を進めるための計画となります。

社会福祉法（抄）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第4節 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年計画とします。
 ただし、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度(平成/西暦)	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	
計画名	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
第2次滑川町地域福祉計画		本計画期間									
第5次滑川町総合振興計画	基本構想【平成28(2016)年度～平成37(2025)年度】										
	前期基本計画					後期基本計画					

第5節 計画策定の体制

1 計画策定の体制

本計画の策定にあたって、「滑川町地域福祉計画策定委員会」において、協議・検討を行いました。委員の構成については、福祉関係者などから幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

2 計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、町内に在住する町民の生活実態を把握するとともに、町民の地域福祉に対する意識や意見を把握するため、滑川町の地域福祉を推進するためのアンケート調査（以下「地域福祉アンケート調査」という。）を実施し、計画策定の基礎資料としました。

3 パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、平成29年11月29日から平成29年12月12日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 滑川町の現状

第1節 統計データからみる現状

1 人口推移

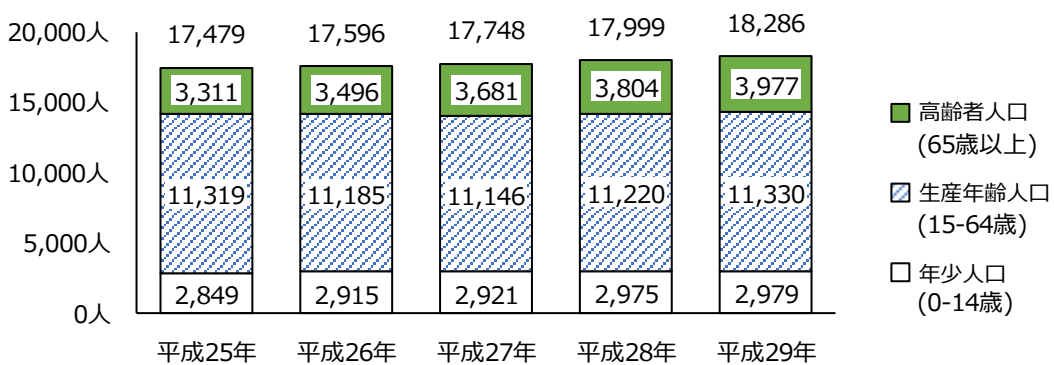
本町の総人口は増加傾向にあり、平成29年には18,286人となっています。

年齢3区分でみると、高齢者人口と年少人口は一貫して増加を続けており、特に高齢者人口の増加率が高く、平成29年は3,977人で、平成25年から20.1%（666人）増となっています。なお、年少人口は、平成29年に2,979人となり、平成25年から4.6%（130人）増となっています。

生産年齢人口は、平成26年に減少に転じたものの、平成28年から再び増加傾向にあり、平成29年の人口は11,330人で、平成25年から0.1%（11人）増となっています。

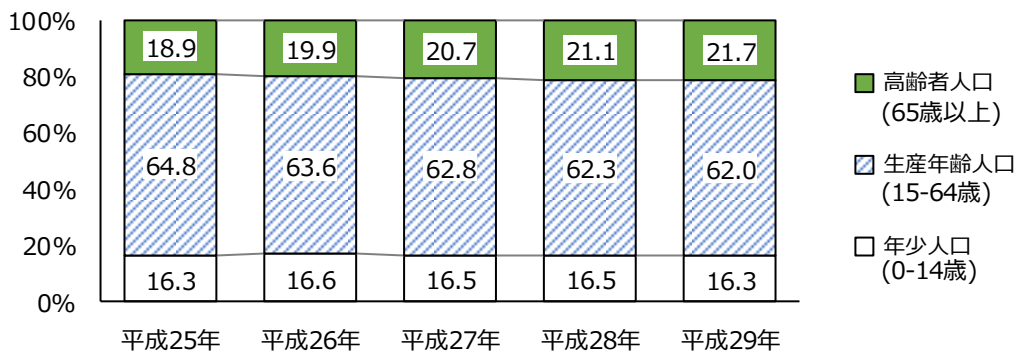
こうした現状からわかるように、本町では、緩やかに高齢化が進んでおり、人口構成比をみると、平成29年の高齢者人口割合（高齢化率）は21.7%で、町民の5人に1人は高齢者となっている状況です。

■人口推移



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

■人口構成比



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

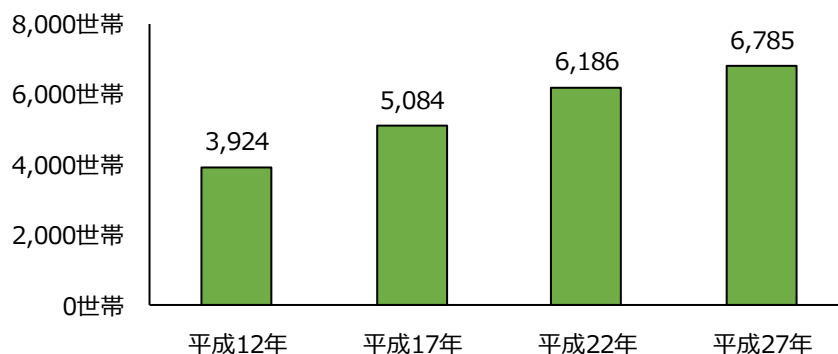
2 世帯の状況

本町の世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成27年は6,785世帯で、平成12年から72.9%（2,861世帯）増となっています。

1世帯あたり人員の推移をみると、年々減少しており、平成27年は2.68人で、平成12年から17.9%（0.59人）減となっています。

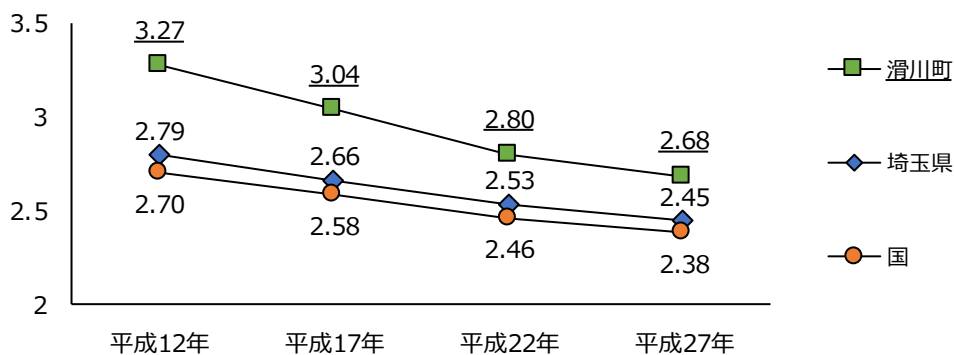
国や県と比較すると、国や県よりも高い水準で推移しています。

■ 世帯数の推移



資料：国勢調査

■ 1世帯あたり人員の推移



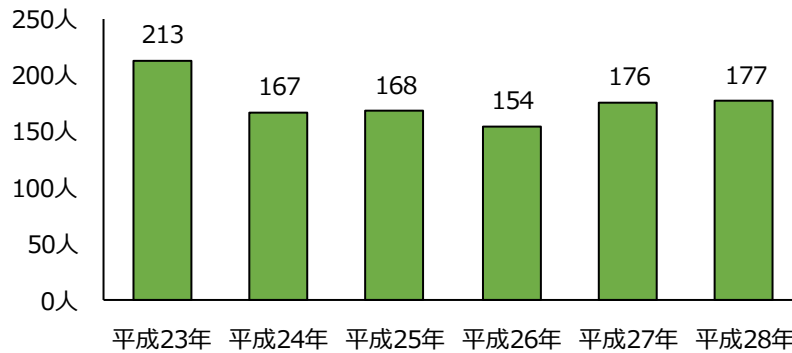
資料：国勢調査

3 出生の状況

本町の出生数の推移をみると、平成27年から増加傾向にあり、平成28年は177人で、平成23年の213人に次ぐ出生数となっています。

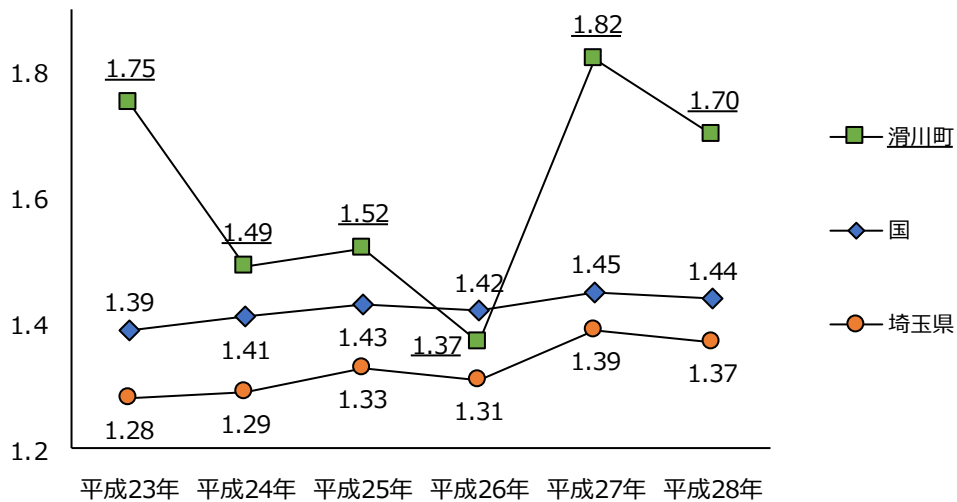
合計特殊出生率の推移をみると、平成23年及び平成27年は、国や県と比較すると突出して高く、特に平成27年は1.82で、平成23年以降では最も高くなっており、平成28年は1.70で、2年連続で埼玉県第1位となっています。

■出生数の推移



資料：埼玉県 人口動態概況(確定数)

■合計特殊出生率の推移



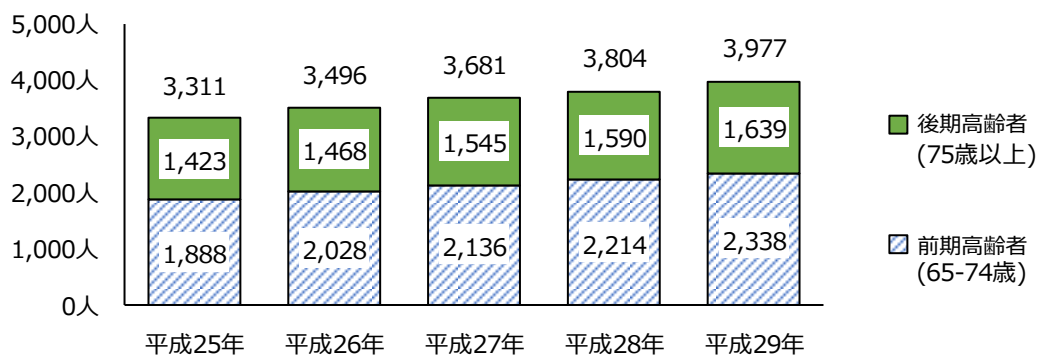
資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)

4 高齢者の状況

本町の高齢者人口を、65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分でみると、どちらも年々増加していますが、前期高齢者は平成25年から平成29年にかけて23.8%（450人）増となっており、後期高齢者より伸び率が高くなっています。

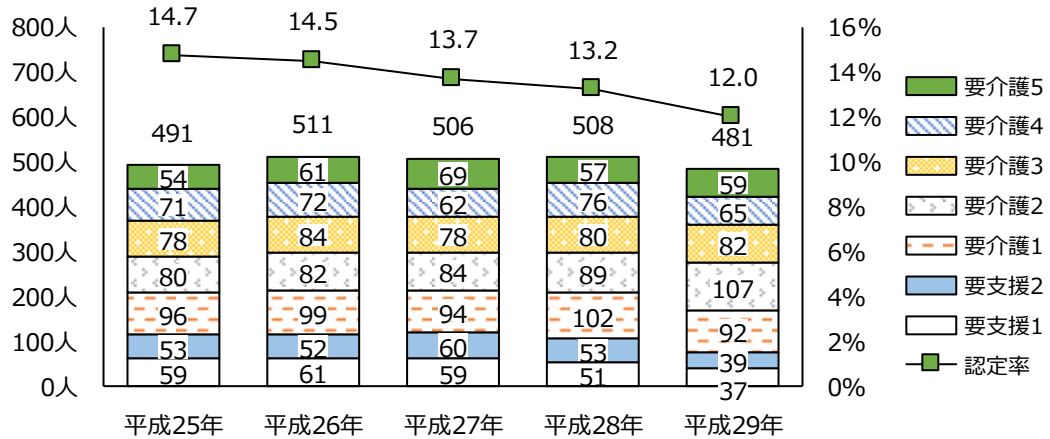
65歳以上の要支援・要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成29年には、平成25年以降で最も少ない481人となっています。そのため、認定率も平成25年以降で最も低い12.0%となっています。

■ 高齢者人口の推移



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

■ 65歳以上の要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



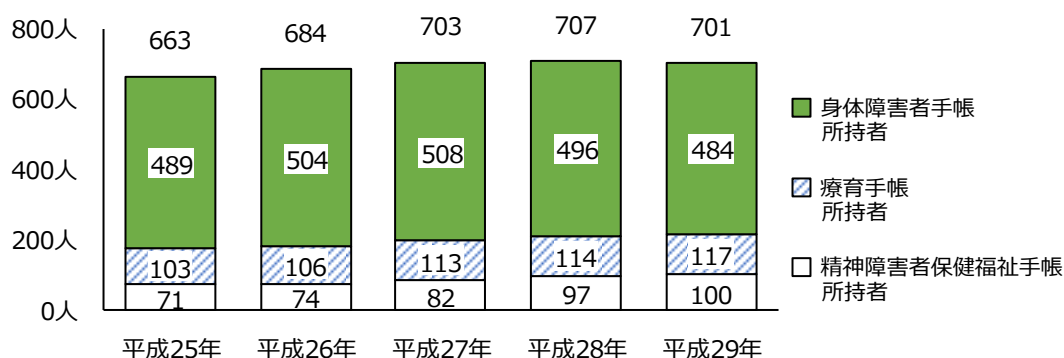
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年3月末

5 手帳所持者等の状況

本町の各手帳所持者の推移とみると、身体障害者手帳所持者は500人前後で推移しています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成25年から平成29年にかけて40.8%（29人）増となっています。

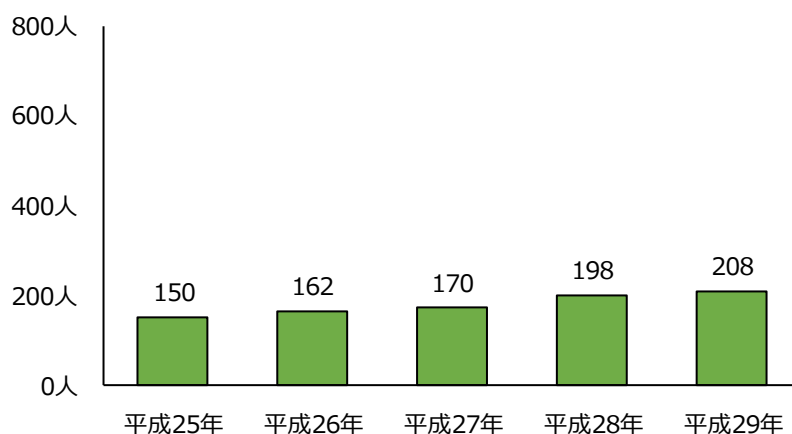
また、自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、年々増加しており、平成29年には200人を超え、平成25年から38.7%（58人）増となっています。

■各手帳所持者数の推移



資料：町健康福祉課(各年4月1日現在)

■自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



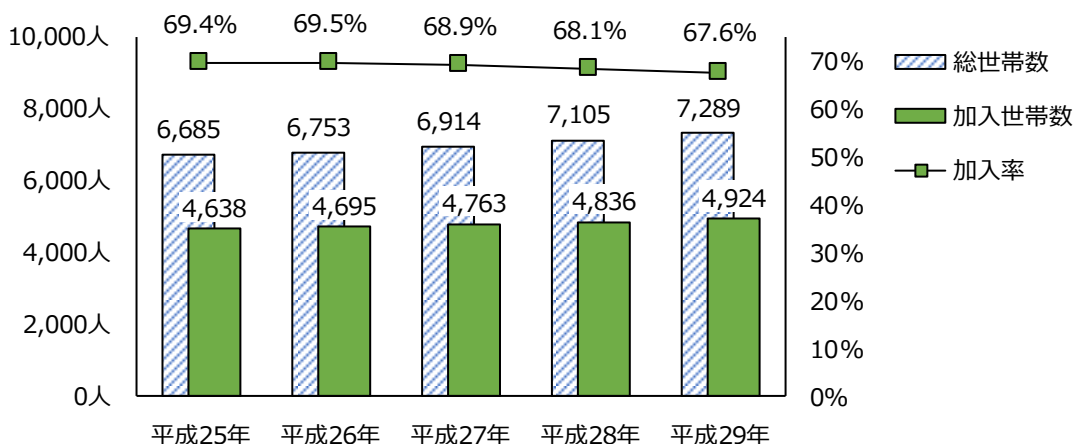
資料：町健康福祉課(各年4月1日現在)

第2節 地域の現状

1 自治会の状況

自治会の加入世帯数と加入率の推移をみると、総世帯数の増加に伴い加入世帯数も増加していますが、加入率は年々減少しています。

■自治会加入世帯数及び加入率の推移

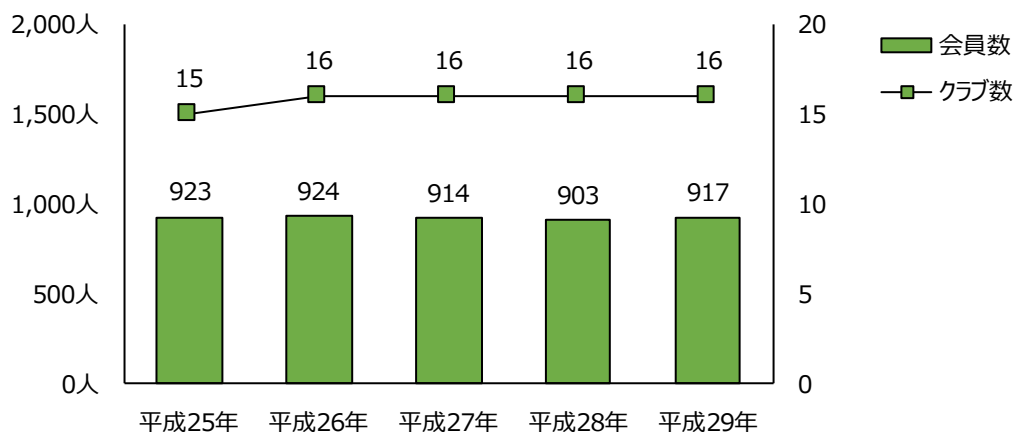


資料：総務政策課(各年4月1日現在)

2 老人クラブの状況

老人クラブの会員数とクラブ数の推移をみると、会員数は900人を超えて横ばいで推移しており、クラブ数は平成26年以降16クラブとなっています。

■老人クラブ会員数及びクラブ数の推移

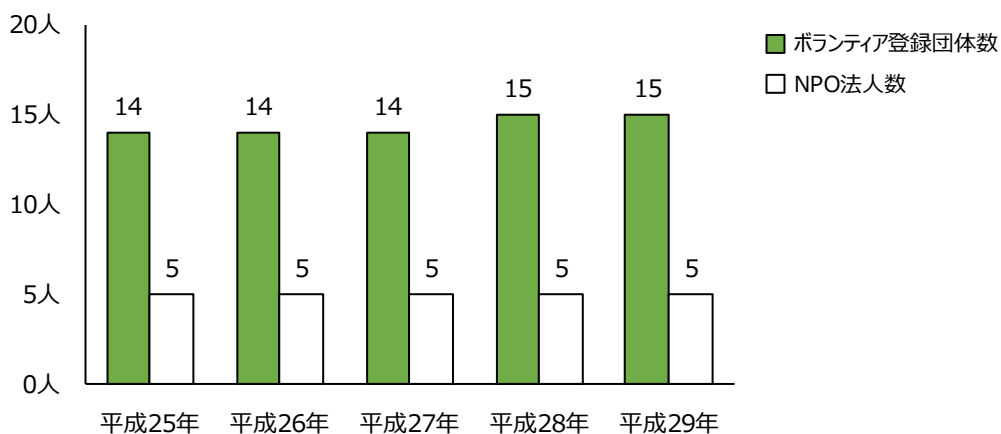


資料：社会福祉協議会(各年4月1日現在)

3 ボランティア・NPO法人の状況

ボランティア登録団体数及びNPO法人数の推移をみると、ボランティア登録団体数は平成28年に1団体増加し、15団体となっています。一方、NPO法人数は福祉関係団体を中心に5団体となっています。

■ ボランティア登録団体数及びNPO法人数の推移



資料：ボランティア登録団体数・社会福祉協議会(各年4月1日現在)
NPO法人数・NPO情報ステーション登録団体(各年4月1日現在)



第3節 アンケート調査からみる現状

1 調査概要

本計画の策定に向けて、地域福祉に対する町民の現在の意識、今後の意向や要望を知り、分析結果を計画策定の資料として活用することを目的として「滑川町の地域福祉を推進するためのアンケート調査」を実施しました。

■実施概要

区分	詳細
調査対象者	滑川町在住の20歳以上の町民1,000人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	平成29年7月～平成29年8月
回収結果	回収559件／回収率55.9%

※アンケート調査結果について

- (n=***) という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 調査結果の数値は回答率「%」で表記しています。ただし、経年変化等の母数が異なるものを比較する場合は、割合の差「ポイント」で表記しています。
- 本文及びグラフでは、なるべくアンケート調査票そのままの表現を用いていますが、スペース等の関係から一部省略した表現としている箇所があります。

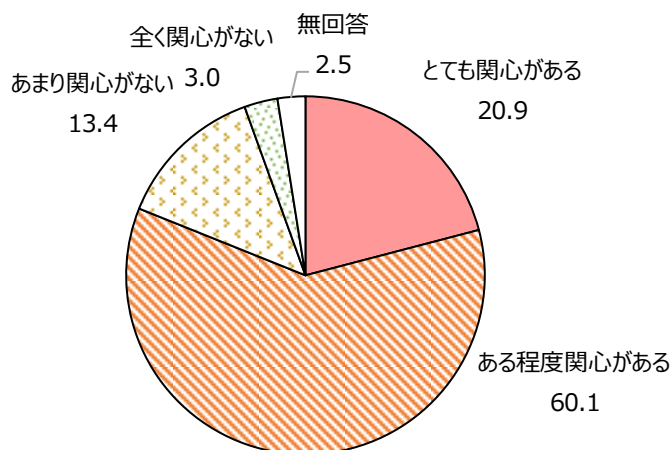
2 調査結果概要

(1)福祉への関心の有無

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせると81.0%となっています。

■【あなたは「福祉」に関心がありますか(1つに○)】

n=559

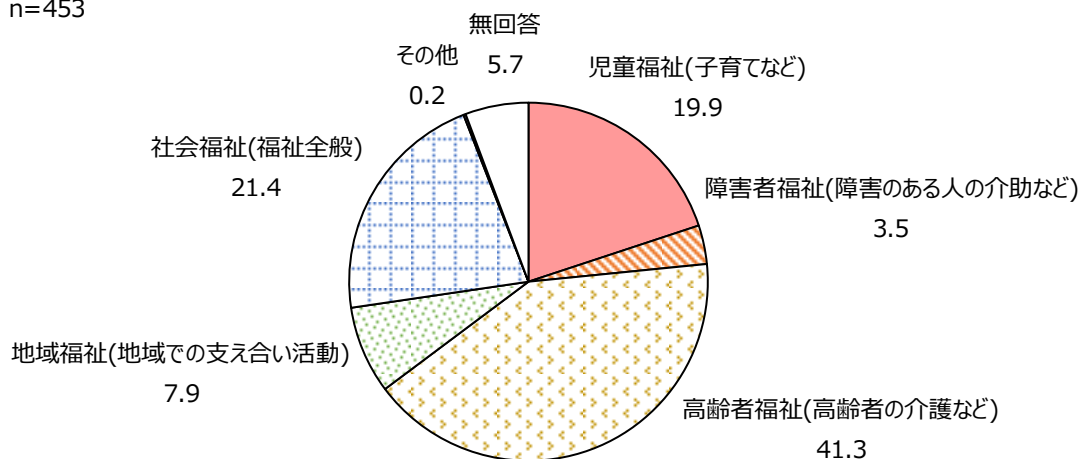


(1)－1 関心がある分野

(1)で「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と回答した方の関心がある分野は、「高齢者福祉」が41.3%で最も多くなっています。次いで「社会福祉」が21.4%、「児童福祉」が19.9%、「地域福祉」が7.9%と続いています。

■【特にどの福祉の分野に関心がありますか(1つに○)】

n=453

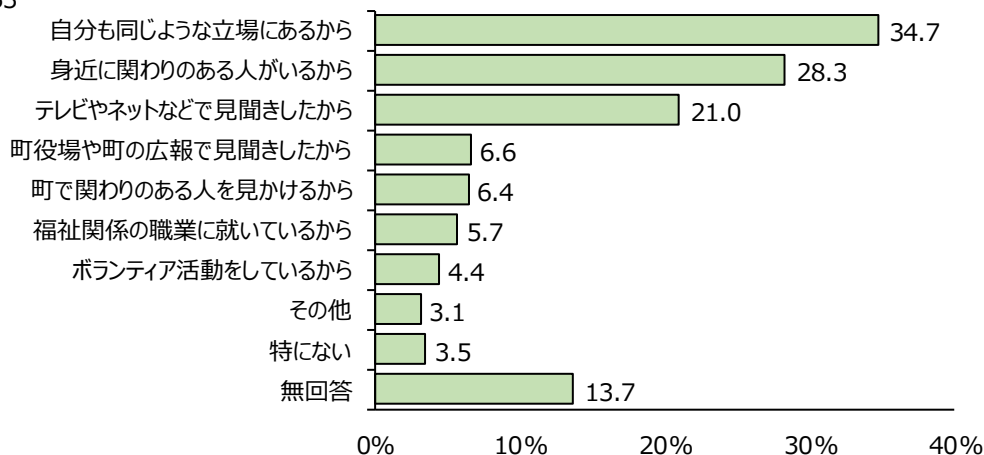


(1)ー2 福祉に関心がある理由

(1)で「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と回答した方の関心がある理由は、「自分も同じような立場にあるから」が34.7%で最も多くなっています。次いで「身近に関わりのある人がいるから」が28.3%、「テレビやネットなどで見聞きしたから」が21.0%と続いています。

■【福祉に関心があるのはどのような理由からですか(あてはまるものすべてに○)】

n=453

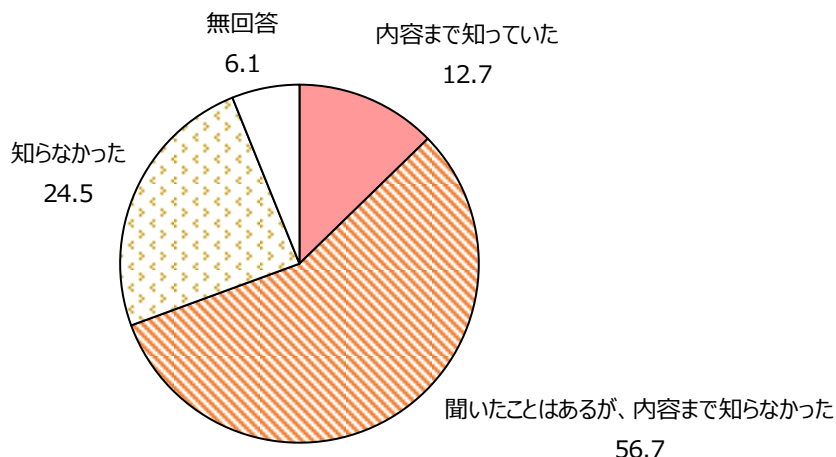


(2)地域福祉の認知度

地域福祉の認知度について、全体では「聞いたことはあるが、内容まで知らなかった」が56.7%で最も多くなっています。次いで「知らなかった」が24.5%で、「内容まで知っていた」は12.7%にとどまっています。

■【あなたはこの調査票を見る前から「地域福祉」という言葉をご存知でしたか(1つに○)】

n=559

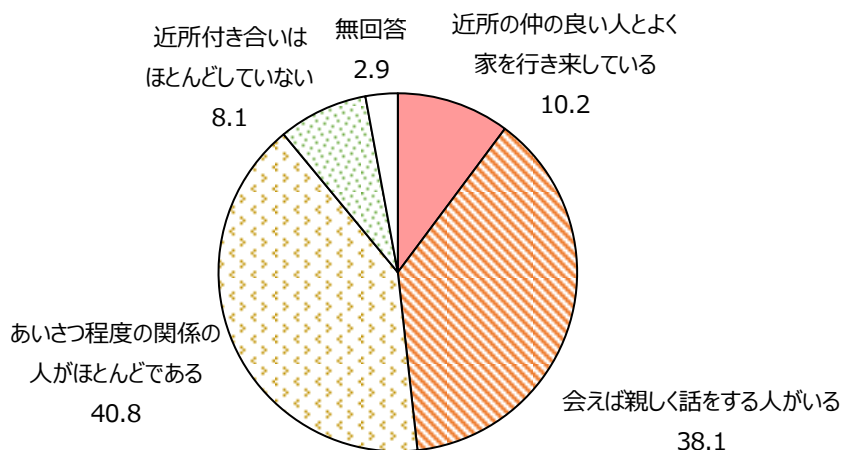


(3)近所付き合いの程度

近所付き合いについて、「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が40.8%で最も多くなっています。次いで「会えば親しく話をする人がいる」が38.1%、「近所の仲の良い人とよく家を行き来している」が10.2%と続いています。

■【あなたは、ふだん近所の人との程度の付き合いをされていますか(1つに○)】

n=559

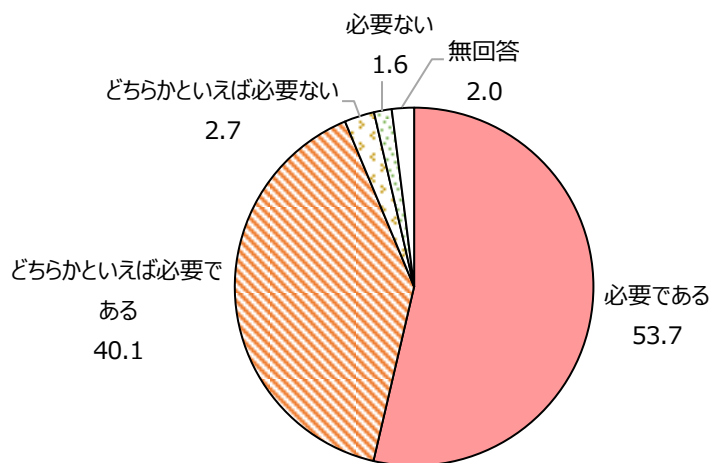


(4)近所付き合いや地域のつながりの必要性

近所付き合いや地域のつながりの必要性について、「必要である」が53.7%で最も多くなっています。次いで「どちらかといえば必要である」が40.1%で、「必要である」と合わせると93.8%を占めています。

■【あなたは、近所付き合いや地域のつながりは必要だと思いますか(1つに○)】

n=559

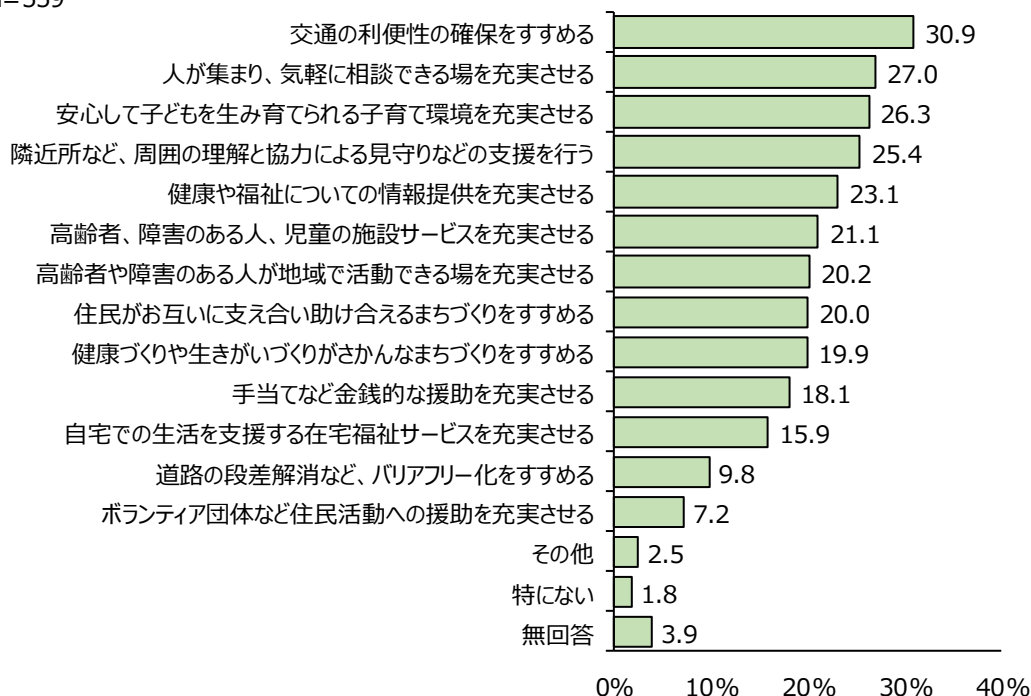


(5)町の福祉施策を充実するために重要な取組

町の福祉施策を充実するために重要な取組は、「交通の利便性の確保をすすめる」が30.9%で最も多くなっています。次いで「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が27.0%、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が26.3%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が25.4%と続いています。

■【滑川町の福祉施策をより充実していくために、あなたが重要であると考えるのはどのような取組ですか
(あてはまるもの3つまでに○)】

n=559



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町は、「第5次滑川町総合振興計画」において、水と緑に育まれた自然の中で、温かい心が通じ合う暮らしが営まれる豊かな住環境を有し、まちの推進力、まちの安定力、まちの経営力（＝3力^{みりょく}）を重視する観点から、「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川」を将来都市像に掲げ、まちづくりを進めています。

また、総合振興計画では、町民の心と身体を守り、暮らし続けられる「まちの安定力を高める」ため、重点施策として「みんなが安心！町民を第一に考えるまちへ」の構築を目指しています。

また、第1次計画では、今後取り組むべき重点課題として、地域での交流や支え合い活動の促進が挙げられており、地域の目指すべき将来像として、「子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせ、交流を通じて顔が見える、元気なまち」といった方向性に集約されています。

今後も、地域で暮らす誰もが健康で安心した地域生活を送るためには、町が持つ特徴を最大限に引き出す（＝力^{ちから}）まちづくりを交流や支え合いで実践していくことが重要であることから、本町においては、次のとおり基本理念を掲げます。

ふれあう力 わかちあう力 ささえあう力

～ 地域で交流 共生 ^{3つの力} 魅力あるまち 滑川 ～

第2節 基本目標

1 地域福祉を担う人づくり

地域で行われているさまざまな支え合い活動の多くは、地域のリーダーやボランティアなどが中心となって展開されていますが、担い手の高齢化や一部の地域リーダーやボランティアの活動負担が重くなっているなど、地域福祉の担い手が不足している現状があります。

地域で暮らす全ての町民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手となるよう、広報・啓発活動や福祉教育の推進、リーダーの育成等を充実します。また、ボランティア・NPOなどの地域活動への参加促進や地域活動に参加したくなるような仕組みづくりを進めます。

取組の方向性

○地域福祉の啓発 ○地域福祉の担い手の育成と支援 ○地域福祉活動の推進

2 支え合いの交流・連携づくり

認知症や障害のある人、生活に困窮する人等の中には、周囲に理解されず、地域社会とつながりを持っていない人がいます。

また、地域に暮らす人の中には、地域のために何かをしたいと思っても、仕事や家庭のことが忙しく地域のことに時間を取れない人、地域とのつながりを苦手とする人やわずらわしいと思う人もいます。

そうした中、地域福祉アンケート調査によると、近所付き合いや地域のつながりの必要性を感じている人が大半を占めていることがわかりました。

住民同士の結びつきが強く、日頃から声かけや見守りがなされている地域では犯罪が起こりにくく、近年多発する大規模地震や自然災害に備えることも含め、人と人が支え合い・助け合うことができる地域となるよう、地域交流を促進し、日常生活でのあいさつや声かけを行うなど地域ぐるみの見守り体制の構築や緊急時に備えた防災訓練等を行い、支え合いの体制をつくります。

また、関係機関・団体間の連携を密にし、総合的に地域福祉を推進します。

取組の方向性

○地域交流の促進 ○防犯・防災体制の強化 ○関係組織の連携

3 地域で生活しやすい環境づくり

本町は、高齢化が進む一方で、人口は増加傾向にあり、子育て世帯など新しい住民も増えており、子育て環境をはじめとした地域の暮らしやすさを高めていくことが求められます。

そのため、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、福祉・保健・医療分野が連携し、いつまでも生涯現役でいられるような健康づくりを推進します。また、外出支援やバリアフリー化を推進し、気軽に外出ができる環境づくりを進めるとともに、子育て世帯にとっても生活しやすい環境づくりを進めます。

取組の方向性
○健康づくりの推進 ○移動環境の充実 ○子育てを支援する生活環境の整備

4 適切な福祉サービスの提供体制づくり

町民一人ひとりが抱える悩みや不安は、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉など複数の分野に関係する場合、経済的困窮や社会的孤立など、多様化・複合化しています。そうした地域の生活課題に対応するためには、さまざまな関係機関との連携・調整や地域の社会資源を活かした取組の検討、地域住民を中心としたネットワークづくりなど、総合的かつ包括的な支援が求められています。

町民一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしを送ることができるように、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行います。

また、支援を必要としている人が必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

取組の方向性
○情報提供・相談体制の充実 ○権利擁護の推進 ○福祉サービスの充実

第3節 施策体系



第4章 施策展開

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

1 地域福祉の啓発

現状と課題

社会の変化や少子高齢化、核家族化の進行が進み、地域社会での交流が減ってきており、思いやりやいたわりといったお互いを思い合う心を育む機会が少なくなっています。地域福祉を推進していくためには、町民の一人ひとりが地域への関心を高め、助け合い・支え合いの心を持つことが必要です。

地域福祉アンケート調査によると、福祉について関心がある人（17頁）は81.0%と高くなっているものの、地域福祉に関心がある人（17頁）は7.9%、地域福祉という言葉（18頁）について「内容まで知っていた」と回答した人は12.7%にとどまっています。

本町では、福祉や自治意識の向上に関する啓発活動や学校教育の場における福祉教育の推進を行っていますが、今後も、あらゆる年代を対象とした広報・啓発活動や学習機会の提供、福祉教育の充実など、地域福祉の啓発を行う必要があります。

基本方針

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めるとともに、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、全ての町民がお互いに思いやりの気持ちを持ち地域に愛着を持てるように、福祉教育の推進を図ります。

また、定期的に行うことができる福祉関連のイベントの検討を進めます。

■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
学校での福祉教育の推進	小学校や中学校の総合的な学習の時間などに、地域住民、地域活動団体、福祉関係者等の協力を得ながら、地域の実情に応じた福祉教育を推進します。	教育委員会 社会福祉協議会
地域福祉に関する町民意識の向上	町民が、地域に住む高齢者や障害のある人、子育て家庭などに対する理解を深めていけるように、福祉のイベントや福祉講座等を開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。	健康福祉課

2 地域福祉の担い手の育成と支援

現状と課題

地域での活動を活発にし、地域福祉の体制を整えていくためには、行政のサービスだけでなく、ボランティアやNPOなど、地域のさまざまな人々が積極的に関わっていくことが必要です。

高齢者となった団塊の世代が、豊かな知識や経験を生かし、地域福祉活動の担い手として期待されていますが、若い世代の参加も含め、リーダーとなる人材の不足により地域活動が進まない現状があります。

地域福祉アンケート調査によると、地域活動等の取組状況は、「現在、継続的に取り組んでいる」は12.0%にとどまっており、「取り組んだことはない」が43.5%で最も多くなっています。一方で、今後の取組への考えは、50.1%が「機会があれば取り組んでもよい」と回答しています。

そのため、リーダーとなる人材の発掘、これまで活動に参加したことがない町民が活動に参加することができるようなきっかけづくりが必要となります。

基本方針

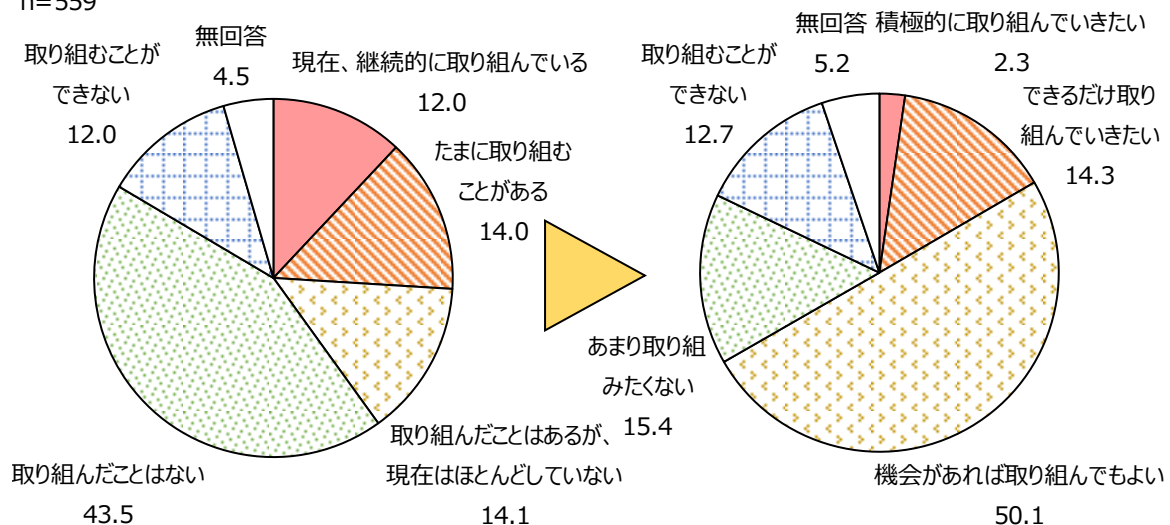
ボランティアに関する啓発活動やボランティア体験講座などを通じて、ボランティア活動への関心を高め、ボランティアの育成を図ります。

また、地域福祉に関する活動の活性化を図るために、地域福祉を担うリーダーの育成を推進します。

■【あなたは、地域活動などに取り組んでいますか(1つに○)】

■【あなたは、今後、地域活動などに、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか(1つに○)】

n=559



■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
ボランティアの育成支援	担い手養成講座、レクリエーションセミナーなど、地域のニーズにあった講座を開催するとともに、町内の学校との連携による福祉教育や人材育成、世代間交流を進めます。 また、健康な高齢者の豊富な知識や経験を活かし、地域で助け合うことができるように、地域活動への参加を呼びかけ、活動の担い手として育成し、力を発揮できる仕組みづくりを推進します。	社会福祉協議会
地域福祉リーダーの育成	担い手養成講座の開催や地域における先進的な活動事例の紹介等の実施により、地域福祉活動の推進役となる人材の育成に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
ボランティアの資質向上	ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質の向上と活動の核となるリーダーの育成に努めます。	社会福祉協議会
地域人材バンク制度の設置検討	資格や経験、趣味など、地域に蓄積されている町民の知恵や経験を生かすことのできる地域人材バンク制度の設置を検討します。	教育委員会
次代の親の育成	若者の安定的な就労や交流・交際・結婚を支援するとともに、結婚・子育てに対して肯定的・積極的な気持を育む教育・広報・啓発を推進するため、パパママ教室にて子育てアドバイザーや子育て経験者を交えた交流会を開催します。 より多くの方が参加することができるよう、母子健康手帳交付時や町ホームページ、広報等で周知します。	総務政策課 健康づくり課 健康福祉課
生きる力を育む学校教育環境等の整備	次代の担い手である子どもが、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、現代社会の中で主体的に生きていくことができるように、幼稚園や学校の取組を推進します。 また、子どもたちの主体的・協働的な学びへの意欲に応えられるように、外部の人材活用など学校の活性化を図る取組を行います。	教育委員会
家庭や地域の教育力の向上	子どもたちが、家庭では安らぎとともに人間形成の基礎を身につけ、地域社会とのかかわりを通じて豊かな人間関係を形成し、地域文化や地域社会に対する関心を高めながら成長することができるように、家庭や地域社会の教育力の向上を図ります。 新生児が生まれた場合、孤立を防ぎ、身近な地域で安心して子育てをすることができるよう、担当地区の愛育班員が声かけ訪問を行います。	健康づくり課 教育委員会

3 地域福祉活動の推進

現状と課題

多様化する福祉ニーズに対応し、住民参加による地域福祉を推進する上で、自治会やボランティア団体、NPO等の地域の活動は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていくことが必要です。

本町では、自治会や老人クラブ、ボランティア団体などが地域で活動を展開しているほか、社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営などにより地域活動を推進しています。

しかし、本町の自治会加入率は減少傾向にあり、地域においてもボランティア人員の確保が課題となっている状況です。

自治会等の地域自治組織の活動が低下し、地域のつながりが薄れてくると、高齢者、障害のある人、子育て世帯への支援や防災・防犯などのさまざまな分野において、地域の問題解決能力が低下することが懸念されます。

地域福祉アンケート調査によると、隣近所のできる手助けとして「安否確認の声かけ」が58.5%で最も多く、次いで「緊急時の手助け」が49.7%となっており、身近な地域で取り組むことができる活動を検討していくことが必要となります。

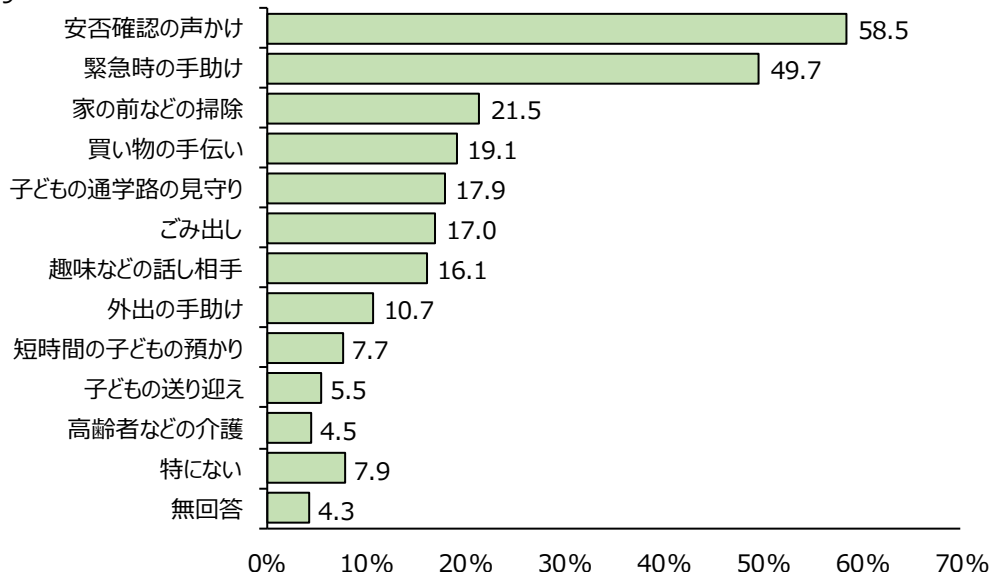
基本方針

身近な地域活動団体である自治会活動や老人会活動について、加入促進なども含めて支援していきます。

また、ボランティア活動や見守り活動など、組織的に地域の生活課題を解決する力を向上する取組を支援します。

■【隣近所で、高齢者や障害のある人の介助・介護や子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか(あてはまるものすべてに○)】

n=559



■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
見守り活動の推進	地域の中で支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができるように、地域内での通学ボランティアなどの子どもの見守り活動、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへの見守り活動を推進します。	教育委員会 健康福祉課
老人クラブ活動への支援	老人クラブ活動は、生きがいと健康づくりにおいてその役割は一層重要なものとなるため、会員数を維持し、継続して活動が行えるように、運営面での相談支援や事業内容の充実を図ります。	社会福祉協議会
ボランティア・NPO活動への支援	各種ボランティア団体やNPOに対して情報の充実を図るとともに、活動内容を広報なめがわ等で積極的に発信するなど、各種団体の活動を促進するための支援を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
企業のボランティア活動の促進	企業に対して、社会貢献への理解を働きかけ、福祉・教育・文化・環境・安全等に関する町づくり活動への協力を呼びかけます。	産業振興課 健康福祉課
ボランティアセンターの機能強化	関係機関との連携・情報共有を図り、ボランティアニーズの発掘やコーディネート機能の強化、ボランティア情報の充実など、センター機能の強化に取り組みます。	健康福祉課 社会福祉協議会
地域内連携への支援	研究会を定期的に実施することで、地域のニーズの把握・課題の抽出を行います。また、その課題等を地域で活動する団体等と共有し、地域福祉を充実することができるよう協働していきます。	健康福祉課 社会福祉協議会

基本目標2 支え合いの交流・連携づくり

1 地域交流の促進

現状と課題

支え合い・助け合いのある地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした地域の中での交流や住民同士がお互いに理解を深め、地域の課題解決に向けた取組を話し合っていく機会が必要となります。

地域福祉アンケート調査によると、近所付き合いの程度を年代別にみると、20歳代から30歳代の若い年代は「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が50%を超えており、簡素な付き合いが多くなっています。しかし、近所付き合いや地域のつながりの必要性は、年代を問わず高くなっています。

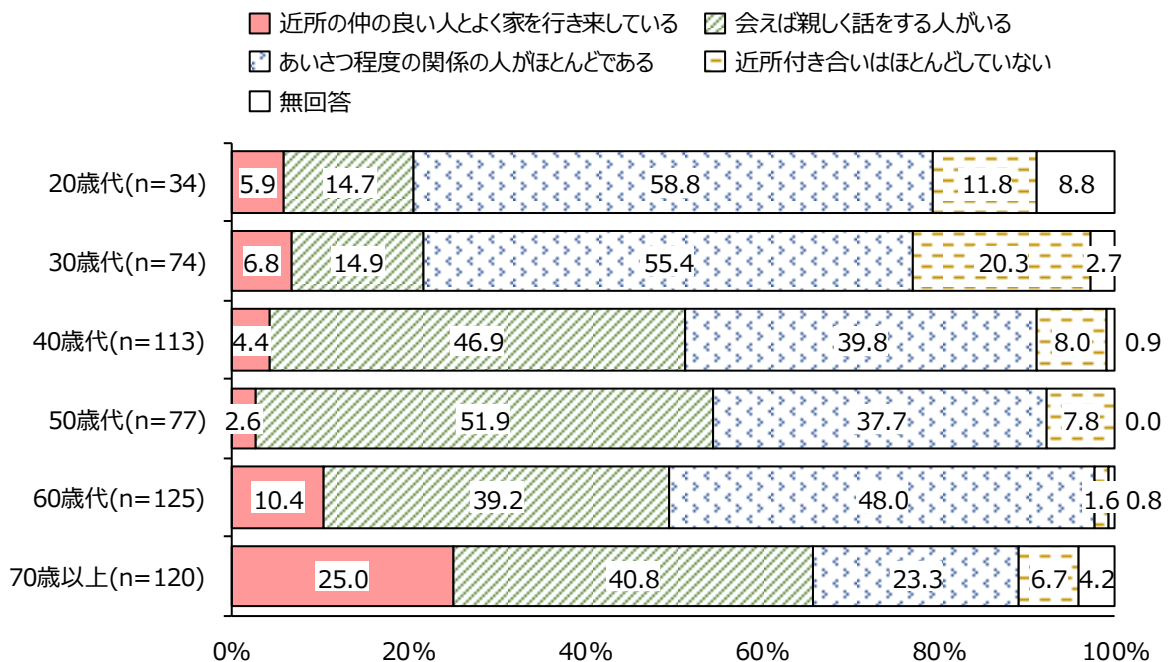
本町では、コミュニティづくりの支援として、地域集会所等の拠点施設の整備・充実に向けて取り組んでいます。

今後、地域のつながりを深め、支え合いの地域をつくるためには、多世代による地域交流の機会の創出や地域交流の場の充実等が必要となります。

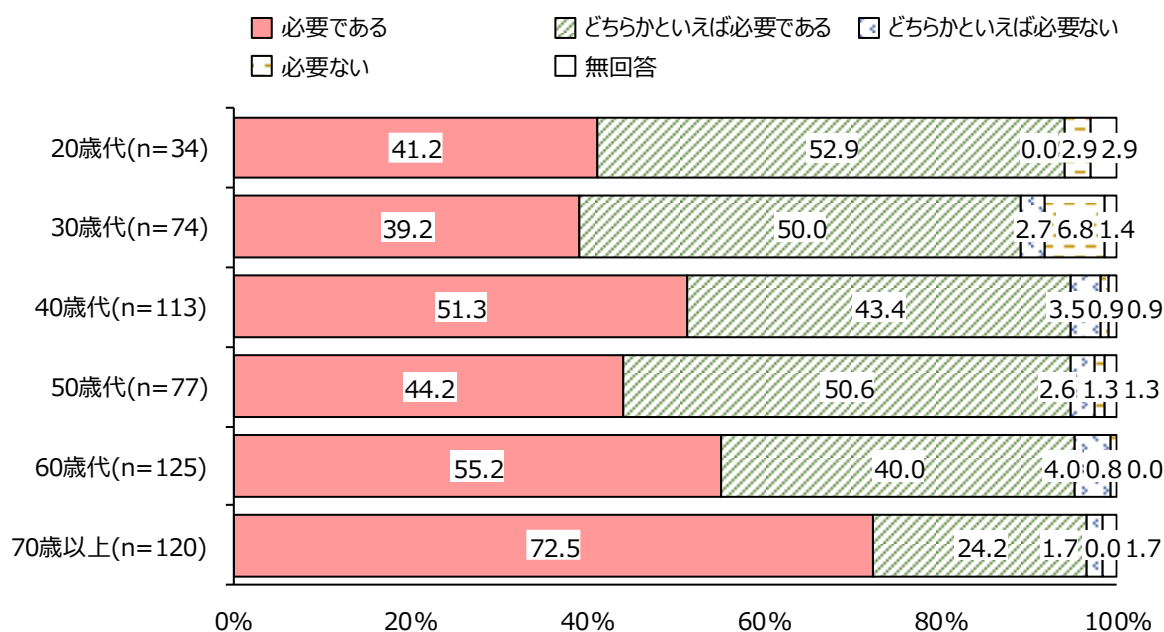
基本方針

近所付き合いを大切にし、地域行事への参加を促進するなど、多世代による地域交流の機会を創出します。また、地域交流を活性化するため、身近な地域において誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場の充実を図ります。

■【あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか(1つに○)】※年代別集計



■【あなたは、近所付き合いや地域のつながりは必要だと思いますか(1つに○)】※年代別集計



■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
あいさつ・声かけ運動の推進	日常生活の中で、困った時に地域内で支え合い、助け合っていくような、子どもから大人まですべての住民が、まずは家庭内や隣近所などの身近なところからあいさつや声かけをはじめ、自治会、町全体へとあいさつ・声かけ運動を展開し、近所付き合いや助け合いを大切にする地域づくりを推進します。	教育委員会 健康福祉課
地域交流の場の充実	地域交流の活性化に向け、地域集会所、公共施設等の既存施設をはじめ、地域のさまざまな資源を活用し、身近に集まることができる地域の交流拠点づくりを推進します。	健康福祉課 健康づくり課
サロン活動の充実	地域の活動である「地区サロン」の充実を図るため、人材育成や活動の支援などを実施していきます。「いきいきサロン」は、活動場所を確保し、安全で安心して参加できる場になることを目指していきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
世代間交流の促進	地域の人々の交流は、高齢者や障害のある人にとっては生きがいの一部であり、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながります。そのため、地域の伝統文化や歴史の継承などの活動機会を充実させ、世代間交流の促進を図ります。	教育委員会 健康福祉課
子育て支援のネットワークの充実	子育てに関する悩みや不安を気軽に話することができる場や情報を得る機会が増えるように、子育てサークルに活動の場を提供します。また、保健センターにおいて子育てに関する相談支援を行います。	健康づくり課

2 防犯・防災体制の強化

現状と課題

平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年に発生した熊本地震などにより、災害発生時における地域での助け合いの大切さについて再認識することとなりました。また、震災をはじめ、近年、台風等の影響による集中豪雨などの被害も多く発生しており、災害への日頃からの備えが重要な課題となっています。

しかしながら、個々の防災意識は高まっているものの、地域の安全・安心を支える防災・防犯活動などは、町民とのさらなる協働が求められています。

地域福祉アンケート調査によると、緊急時や災害時に手助けが必要な人について63.5%が「把握していない」と回答しており、身近な地域で町民が取り組むべき課題や問題として、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が46.0%で最も多く、防犯・防災の重要度は高まっています。

本町では、安全で安心なまちづくりの推進に向けて、防犯パトロールをはじめとした各種防犯活動や自主防災組織の育成強化などの防災体制づくりを推進しています。

今後も、町民の理解と協力を得ながら、関係機関と連携し、見守り体制の充実など、地域ぐるみの防犯活動の充実・強化に努めるとともに、地震、火災、豪雨・土砂災害などの災害に備え、防災体制の一層の充実を図っていく必要があります。

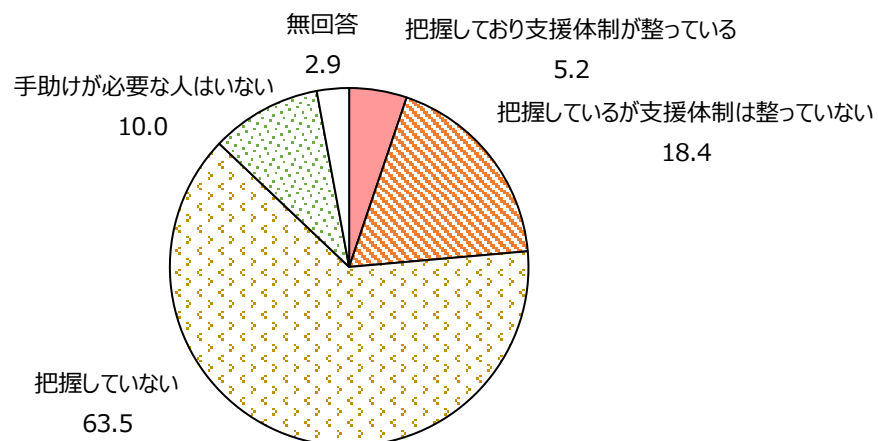
基本方針

一人暮らし高齢者や障害のある人などの災害時の避難行動要支援者を把握するとともに、災害時の準備を整え、迅速な対応ができるような体制づくりに努めます。

また、子どもや高齢者、障害のある人などが犯罪や交通事故に巻き込まれないように、地域の見守り活動や声かけ運動の強化を図ります。

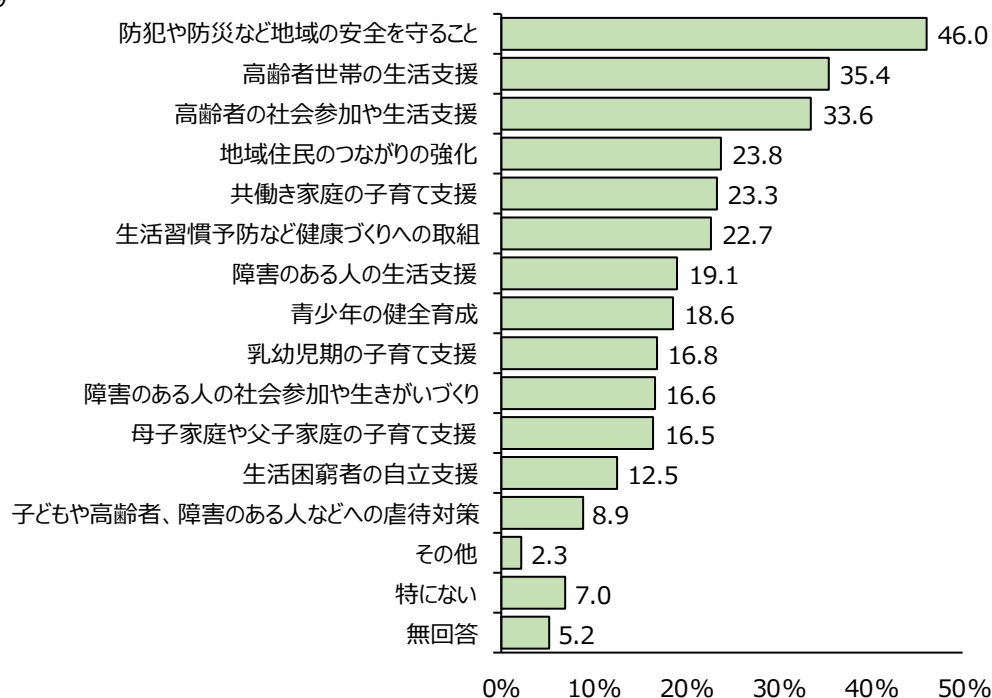
■【近所で、緊急時や災害時に周囲の手助けが必要な人を把握していますか(1つに○)】

n=559



■【あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか
(あてはまるものすべてに○)】

n=559



■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
避難行動要支援者への支援体制の確立	災害時において、援護が必要となる対象者を明確にするとともに、民生委員・児童委員や地域の活動団体などと連携しながら、避難行動要支援者の情報収集及び関係者間での情報共有体の整備を図ります。避難行動要支援者が災害時に適切に避難できるように、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく支援の拡充に取り組みます。	総務政策課 健康福祉課
地域防災力の向上	各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、地域が主体となった防災訓練等を通じて、地域住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。	総務政策課
安心できる地域づくりの推進	地域住民や通学ボランティア等による児童生徒の登下校の見守りやこども110番の家、高齢者の見守り活動等を支援するとともに、担い手の育成に取り組みます。また、警察等の専門機関との連携を強化し、安心できる地域づくりを推進します。	総務政策課 健康福祉課 教育委員会
地域防犯体制の充実	高齢者を狙った悪質商法等や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。	総務政策課 産業振興課 健康福祉課

3 関係組織の連携

現状と課題

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体であり、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉の町づくりを使命としています。

地域福祉アンケート調査では、社会福祉協議会のことを「知っている」（よく知っている＋ある程度知っている）は45.3%にとどまっており、保健センターは67.9%を占めているものの、民生委員・児童委員は43.1%、地域包括支援センターは25.7%となっており、今後の認知度の向上が課題となります。

社会福祉協議会では、住み慣れた地域での生活支援や支え合い・助け合いの体制づくりに向けてさまざまな事業を展開しており、今後も、さらなる活動内容を充実するとともに、社会福祉協議会の役割や活動内容の周知・啓発を図っていく必要があります。

また、地域福祉を全町的に推進していくためには、地域包括支援センターや保健センター等の町の機関と関係団体や関係機関等の連携が重要になります。

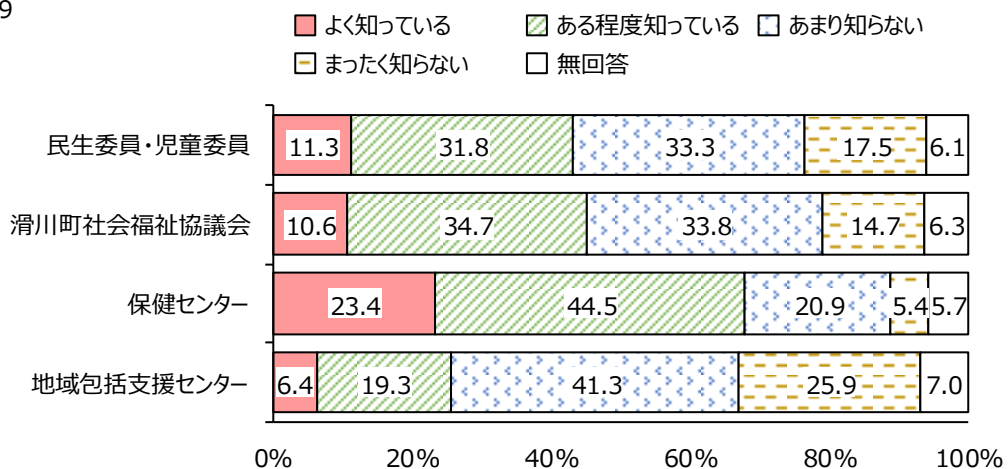
本町には、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係団体やサービス提供事業所や町の施設など関係機関が多く存在しており、これらの団体や機関が連携し、総合的な地域福祉の推進を図る必要があります。

基本方針

地域の各種団体同士や町の機関、社会福祉協議会など、地域福祉にかかわる関係組織が連携し、総合的に地域福祉を推進していきます。

■【あなたは、次の団体や機関、制度を知っていますか(1つに○)】

n=559



■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会は地域福祉を推進する上で中核となる組織であるため、今後も社会福祉協議会との連携の強化を図ります。	健康福祉課
民生委員・児童委員との連携強化	町民の身近な相談役としての活動を今後も積極的に推進していきけるように、必要な情報の提供や研修の実施等、活動への支援を行います。	健康福祉課
社会福祉協議会・民生委員・児童委員に関する理解啓発	地域住民の協力を得て円滑に活動することができるように、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の役割、活動目的等について、広報なめがわを活用し、広く町民へ周知を図るなど、理解啓発を推進します。	健康福祉課
各種関係組織の連携	民生委員・児童委員やボランティア団体など、地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有等を支援するとともに、広報なめがわを活用し、活動内容等の周知を図ります。	健康福祉課
地域福祉コーディネーターの配置検討	地域の課題を解決する相談支援窓口とともに、行政や専門機関等との橋渡し役としての機能強化を検討します。	健康福祉課



基本目標3 地域で生活しやすい環境づくり

1 健康づくりの推進

現状と課題

近年では、高齢化と食生活の変化、運動不足などのライフスタイルの変化とともに、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加し、これに起因して寝たきりや認知症などの要介護者も増加しており、地域の中でいつまでも元気に暮らしていくためには、健康づくりは欠かせない取組です。

地域福祉アンケート調査によると、毎日の暮らしの中で悩みや不安を感じることは「自分や家族の健康に関すること」が64.4%で最も多くなっており、町民の健康づくりについての関心の高さがうかがえます。

本町では、各種健康相談や健康診査、生活習慣病予防事業などを推進しており、全ての世代に向けた健康づくり対策を行っています。

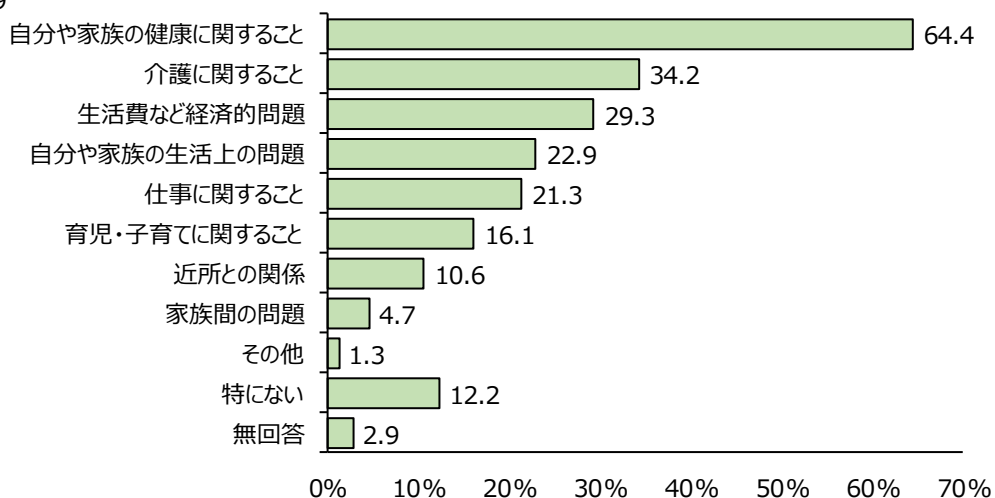
今後はさらなる高齢化が予測されており、介護予防や重度化防止を含めた、一人ひとりのニーズに応じた健康づくりの支援を行っていくことが必要です。

基本方針

健康づくりの基本は、「自分の健康は自らづくり・守る」ことにあることから、自分の健康は自分で守り、いつまでも元気で自立した生活を送ることができるように、健康づくりの支援を行うとともに、高齢期になってもいきいきと暮らすことができるよう、介護予防を促進します。

■【あなたは、毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか(あてはまるものすべてに○)】

n=559



■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
健康づくりの普及・啓発	健康づくりの基本は「自分の健康は自らつくり・守る」ことにあるため、町民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活することができるように、ラジオ体操、毎日1万歩運動、健康マイレージ等、身近で簡単に運動ができる場の提供や情報の提供に努めます。	健康づくり課
地域における健康づくり活動の促進	地域の身近な場所で、健康づくりグループや健康づくり推進員を中心に自主的・継続的に取り組む健康づくり活動を促進し、健康づくり活動への参加を通じて、地域や社会への参加のきっかけづくりにつなげます。	健康づくり課
健康に関する情報提供の充実	わかりやすく利用しやすい健康情報を、パンフレット等の多様な方法を活用して提供します。	健康づくり課
健康診査や健康教室等の充実	健康に関心を持ち、個々の健康管理に役立てるため、特定健康診査や各種がん検診等の充実を図るとともに、周知徹底や受診率向上に努めます。また、生活習慣病を予防し、年齢に応じた健康を保持・増進していくため、スポーツ・レクリエーション活動や体力づくり、健康教室・健康相談等の充実に努めます。	健康づくり課 町民保険課
介護予防事業の充実	高齢になっても健康で生きがいのある生活が送れるように、さらなる介護予防の普及啓発に取り組むとともに、多くの高齢者が参加できるような事業内容の充実に努めます。	健康福祉課 町民保険課
子どもや母親の健康の確保	パパママ教室を開催し、妊娠中から育児のイメージを持つことで、育児不安やストレスの解消を図ります。また、妊婦同士が知り合うきっかけをつくることで、育児の孤立化を防ぐとともに、パパママ教室への父親の参加を促進することで、父親の育児参加を推進します。	健康づくり課
食育の推進	生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取り組みます。	健康づくり課



2 移動環境の充実

現状と課題

高齢者も障害のある人も自由に外に出て、それぞれの能力を生かしながら、就労・趣味や地域活動、ボランティア・スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。

そのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設が、誰にとっても使いやすく快適なものとなるようバリアフリー化を進める必要があります。また、より多くの人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインを町づくりに取り入れ、全ての人々が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。

高齢者や障害のある人のみならず、多くの町民にとって、日常生活を送る上で移動手段を確保することは必要不可欠となっており、地域福祉アンケート調査によると、本町の福祉施策を充実していくために重要な取組（20頁）は、「交通の利便性の確保をすすめる」が最も多くなっています。

今後はさらに、公共交通機関の利便性向上に努めるとともに、よりきめの細かい移動手段を確保していくため、各種外出支援サービスの充実などが求められています。

基本方針

移動困難な人が外出や通院の際に困らないよう気軽に利用できる移動手段を確保し、外出支援を推進します。

また、安心して移動ができるように地域の中の施設や道路について、利便性・安全性の向上のためにユニバーサルデザイン化を推進します。

■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
利用しやすい公共施設等の整備	誰にとっても安心して利用しやすい公共施設等であるために、ユニバーサルデザイン化を推進します。	関係各課
交通バリアフリーの推進	新たな歩道の整備や既設歩道の段差・傾斜の解消等、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。 また、車いす、ベビーカーや杖などを利用している人の安全を確保するため、違法駐車等をなくすよう、交通マナーの向上への意識啓発を推進します。	総務政策課 建設課
移動手段の確保	65歳以上の町民を対象に、平成28年度よりデマンド交通を導入しています。利用者及び運行状況を把握し、町民のさらなる移動手段の確保の向上を図ります。	総務政策課 健康福祉課
移送サービスの充実	福祉有償運送サービスへの支援を図り、介護予防事業等への参加をしやすくするなど移送サービスの充実を促進します。	健康福祉課

3 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

近年、都市化や核家族化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、子育て世帯の抱える課題も一様ではありません。

本町では「子育てナンバーワン」の町を目指し、結婚・出産・子育てといったライフステージに即して、教育・医療・福祉等のさまざまな面から、家庭の状況に応じたサポート体制の充実を図っています。

地域福祉アンケート調査によると、本町の福祉施策を充実していくために重要な取組(20頁)は、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が26.3%で、交通の利便性の確保と気軽に相談できる場に次いで第3位となっています。

今後も、地域全体で子育て世帯を見守り、支援し、本町が「子育てナンバーワン」の町となるよう子育て環境の整備が求められます。

基本方針

全ての家庭が安心して子育てができるよう地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活環境の整備を進めます。

■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
良好な住宅・居住環境の確保	住宅は、子どもが健やかに育つための重要な生活基盤であるため、子育てのための良質な住宅を確保できるように支援します。 また、子どもたちは遊びを通して、社会性を身につけ、仲間意識や豊かな情操を養っていくため、子どもたちが安心して自由に遊ぶことができ、安全に過ごすことのできる場の提供を図ります。	建設課 健康福祉課
職業生活と家庭生活の調和	働きながら男女が平等に子育てを行えるように、職業生活と家庭生活の調和がとれた多様な働き方の実現が求められており、職場や事業主に対して男女雇用機会の均等や待遇が確保されるように、さまざまな広報手段を活用して情報提供し、意識改革に努めます。	総務政策課 産業振興課
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭が安心して暮らせるように、また、それぞれの家庭が自立した生活を営めるように、経済的支援を積極的に実施するとともに、総合的な施策の適切な実施を図ります。	健康福祉課
障害児施策の充実	障害のある子どもが地域で安心して生き生きと生活し、障害のない子どもとともに成長できるように、社会全体が障害児やその保護者を温かく見守る環境づくりを進めます。	健康福祉課

基本目標4 適切な福祉サービスの提供体制づくり

1 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

社会環境が大きく変化する中で、地域で安心して生活していくには、支援を必要とする人に対して、わかりやすい情報提供、地域のニーズ把握と専門的な相談体制、誰もが気軽に相談できる身近な窓口の整備が重要です。

地域福祉アンケート調査によると、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことは、「困っている人や、助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が34.7%で最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が27.2%となっており、情報提供の重要性が高まっています。

また、本町の福祉施策を充実していくために重要な取組（20頁）において、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が第2位となっています。

本町では、広報なめがわやホームページにおいて情報を提供しているほか、分野ごとの相談活動を行っていますが、多様化する町民ニーズを把握し、情報提供及び相談体制のさらなる充実を図る必要があります。

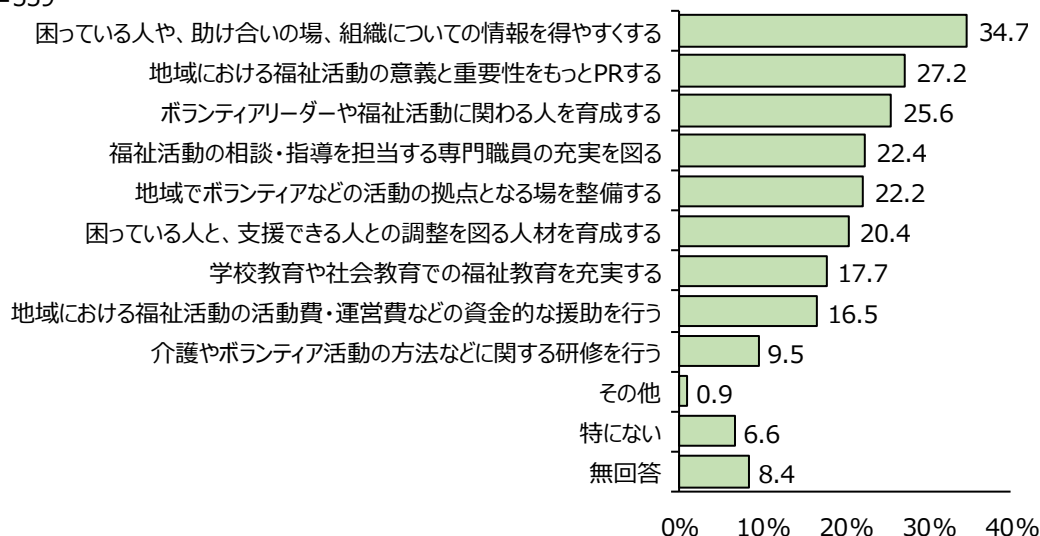
基本方針

「必要な人」に「必要な情報」が届くような体制づくりを行うとともに、公的制度などをわかりやすく周知していくための工夫と充実を図ります。

また、各種相談窓口の充実を図るとともに、相談内容によっては専門機関などにつないでいけるように、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

■【地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか
(あてはまるもの3つまでに○)

n=559



■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
身近な相談体制の充実	地域における身近な相談窓口として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員との連携を密にし、個人情報保護に配慮しながら情報提供や活動の支援を推進します。また、民生委員・児童委員による心配ごと相談を開催します。	健康福祉課 社会福祉協議会
基幹窓口での相談支援体制の充実	高齢者や認知症等については地域包括支援センター、障害(発達障害や高次脳機能障害等を含む)のある人については相談支援事業者、子育てについては子育て世代包括支援センターが総合的な相談窓口となり、必要に応じて専門機関への結び付けを行っています。今後も引き続き、相談窓口と関連する機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課 健康づくり課
情報提供の充実	広報なめがわ、町ホームページや各種ガイドブックを活用し、保健・医療・福祉に関する情報提供を推進します。各種ガイドブック等は、町民の身近なところに配布し、情報を入手しやすい体制に努めます。	健康福祉課 総務政策課
情報提供のユニバーサルデザインの推進	広報なめがわや町ホームページ等で情報を提供する際は、誰もが適切に情報を入手できるように、アクセシビリティ(利用しやすさ)の配慮に努めます。	総務政策課 健康福祉課
情報の共有化と個人情報の保護	地域課題の解決に向けて、関係機関・団体間で情報の共有化を図りながら、プライバシー保護や個人情報保護への配慮から、適切な情報の運用が図られるように努めます。	総務政策課 健康福祉課

2 権利擁護の推進

現状と課題

近年、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待が社会問題になっており、虐待を未然に防ぎ、虐待があった場合には早期に対応できるように、関係機関の連携を強化していくとともに、虐待に関する町民の理解を促進することが求められています。また、埼玉県虐待禁止条例（平成30年4月1日施行）により、虐待全般への対応が求められています。

滑川町の障害福祉を推進するためのアンケート調査（平成29年）によると、障害のある人への虐待を発見した場合の通報窓口を知っている人は、いずれの手帳所持者においても10%程度となっています。

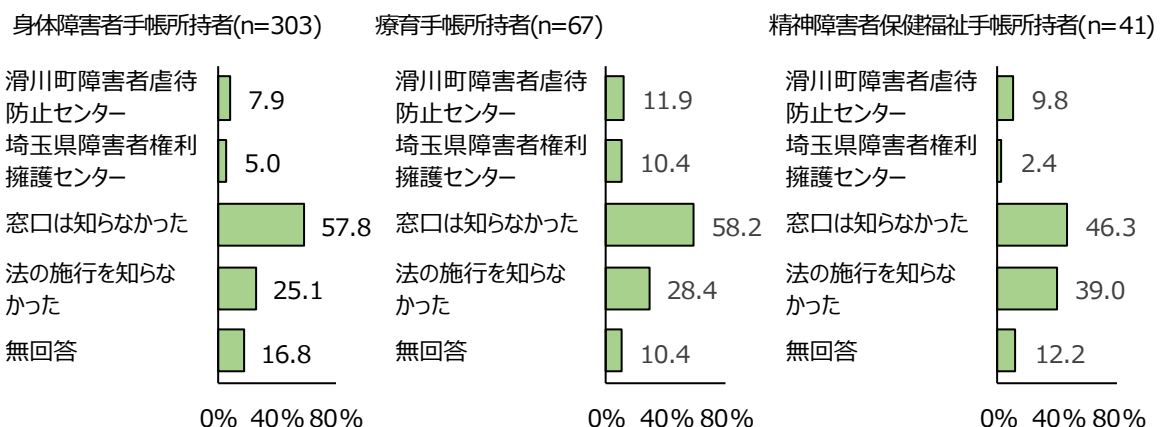
本町では、町内外の関係機関が連携を図り、虐待の早期発見・早期対応等に取り組むとともに、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）や成年後見制度の利用支援などを実施し、町民の権利擁護に努めています。

今後各種支援制度を必要とする町民も増加することが見込まれることから、支援を必要とする人が利用しやすいように、制度や窓口等の周知と推進体制の充実が求められます。

基本方針

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスが利用できるように、各種制度や窓口等の普及に努めます。また、地域や関係団体・機関、行政等が連携し、虐待やドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）を未然に防止し、早期発見と早期対応を図ります。

■【平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されていますが、障害のある人への虐待を発見した場合の通報窓口について、あなたが知っている窓口はありますか(あてはまるものすべてに○)※手帳別集計



資料：滑川町の障害福祉を推進するためのアンケート調査(平成29年)

■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
DV防止の推進	女性への暴力や子どもへの虐待につながるDVを防止するため、DVの早期発見や相談対応・問題解決について、積極的に取り組みます。	総務政策課 健康福祉課 健康づくり課
虐待防止の推進	広報なめがわ等による啓発活動を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター、地域自立支援協議会等、町内外の施設が連携し、虐待を未然に防ぐ体制の構築を図ります。また、虐待通報時には、庁内会議を開催し、迅速かつ適切に対応することができる支援体制づくりに努めます。	健康福祉課 健康づくり課
成年後見制度の利用支援	代理権などの権限を与えられた成年後見人が財産管理や身上監護などを行う成年後見制度について、制度の普及に努めます。本人に判断能力がなく、親族もない場合に、家庭裁判所への後見開始の申立てを町長が行うなどの利用支援についても取り組みます。	健康福祉課 社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業の充実	社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業について、積極的な情報提供による周知、活用の推進、関係機関との連携を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会
子どもの権利擁護	教職員及び保護者に対する講演会の開催や、子育てに関する相談窓口の案内、リーフレットの配布等、大人も子どもも学び理解し合う啓発活動に取り組みます。	総務政策課 健康福祉課 教育委員会



3 福祉サービスの充実

現状と課題

国では、高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供することや多機能型のサービスを提供すること、世代を超えたつながりと役割を生み出すことができる共生の場を整備していくことなどが重要であるとしており、本町においても、各種サービスの提供体制の充実を図っていく必要があります。

地域福祉アンケート調査によると、本町の福祉サービスについて、60.3%が「充実している」(とても充実している+まあまあ充実している)と回答していますが、30.1%は「充実していない」(充実していない+あまり充実していない)と回答しています。

本町の福祉施策を充実していくために重要な取組を年代別にみると、20歳代から40歳代では「子育て環境」が最も多く、加えて20歳代では「金銭的な援助」が第2位となっています。また、年代が高くなるほど「見守り」や「在宅福祉サービス」などの割合が高まる傾向がみられます。

高齢者、障害のある人、子どものための各種福祉サービスについては、各分野計画に基づき進めていますが、今後は、既存のサービスが行き届かない、経済的困窮や社会的孤立の状態にある人等への支援のあり方を検討する必要があります。

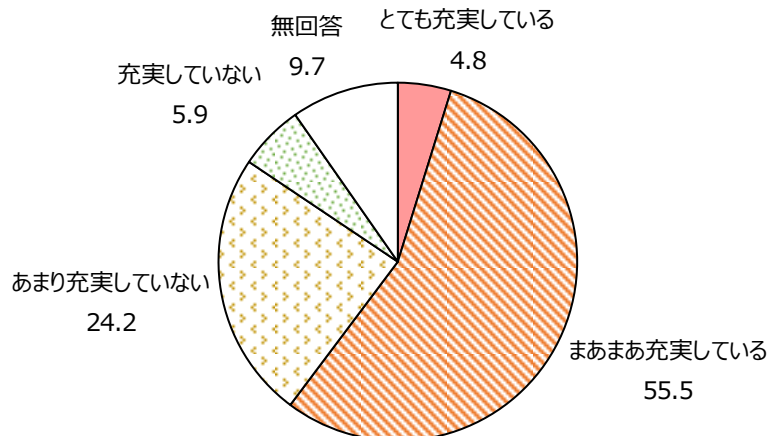
基本方針

自分や地域之力では解決できないことについて、支援を必要としている人が必要な時に利用しやすい分野横断的な福祉サービスの充実を図ります。

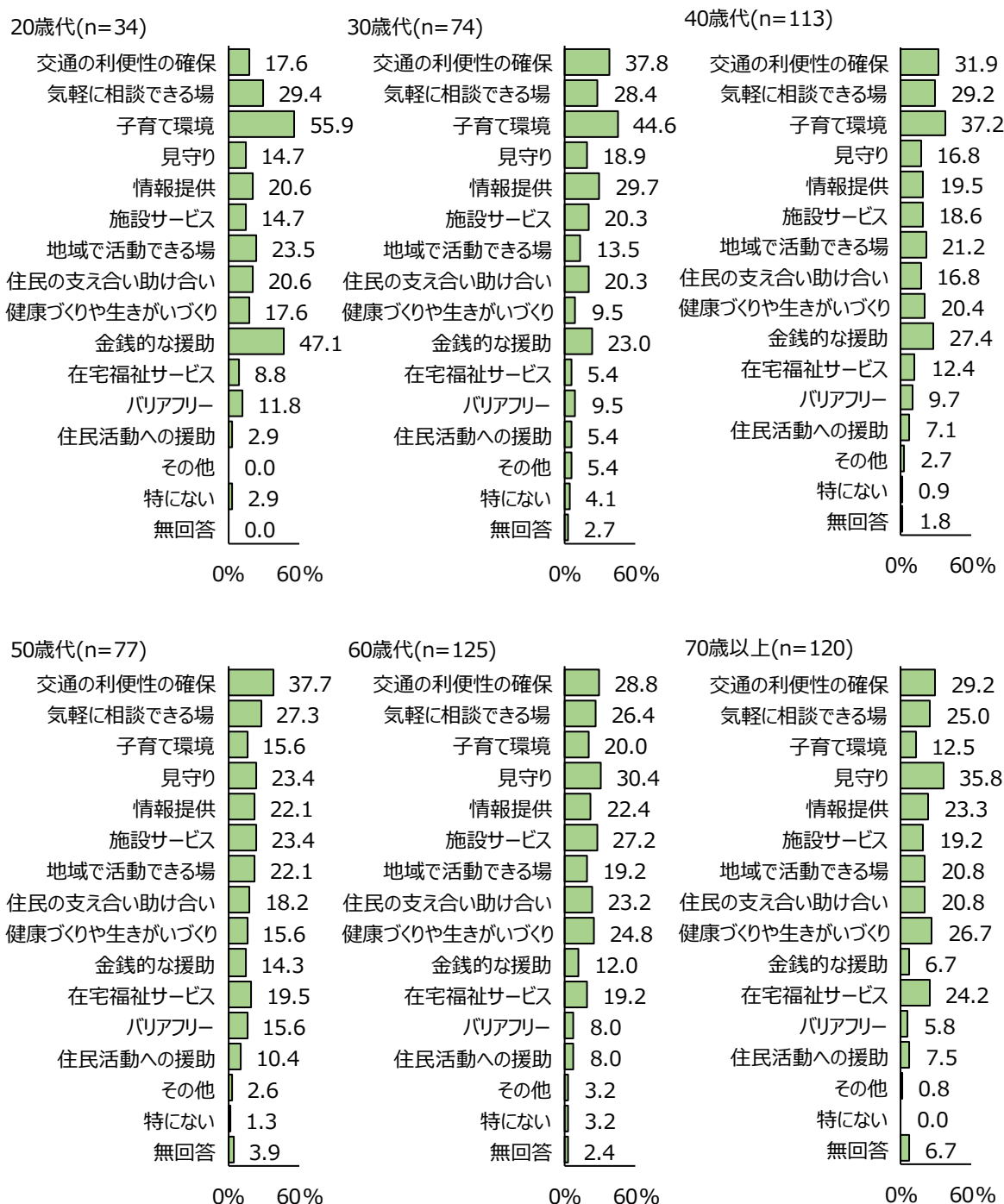
また、各種福祉サービスの質の向上に向け、幅広い事業主体の福祉サービスへの参入促進や情報提供等の支援を行います。

■【滑川町の福祉サービスについて、あなたはどのように感じていますか(1つに○)】

n=559



■【滑川町の福祉施策をより充実していくために、あなたが重要であると考えるのはどのような取組ですか
(あてはまるものすべてに○)】※年代別集計



第4章 施策展開

■町の施策

施策名	施策内容	担当課等
在宅福祉サービスの充実	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせられるよう、高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援の各施策により、在宅福祉サービスの充実を図ります。	健康福祉課 健康づくり課
福祉サービス事業所・専門機関の連携強化	高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援の各分野において、保健・医療・福祉分野の各事業所、専門機関の連携を促進し、支援を必要としている人に対する福祉サービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。	健康福祉課 健康づくり課
住民参加型福祉サービスの促進	地域住民の視点から、地域の生活課題をとらえた福祉サービスの提供の事業化をめざす活動について支援します。	健康福祉課
子育て支援サービスの充実	子どもの幸せと全ての子育て家庭への支援を行う観点に立ち、保護者の考え方や置かれている状況が多様であることを踏まえて、地域社会の資源を最大限に活用した子育て支援サービスの充実を図ります。 また、就労中及び就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育を拡充するとともに、多様な保育サービスの充実、検討を図ります。	健康福祉課
生活困窮者自立支援事業の推進	社会福祉協議会等の支援機関との調整を図り、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するとともに、生活困窮者の自立を支える相談支援体制を構築します。	健康福祉課 社会福祉協議会

第5章 計画の推進

第1節 計画の普及・啓発活動

地域福祉の推進に向けた方向性や具体的な取組を示す本計画を公表し、趣旨を理解してもらうとともに、地域福祉の取組への機運の高まりを促進します。

具体的な公表方法としては、本計画を策定した旨を「広報なめがわ」等に掲載し、計画書本編を町ホームページに掲載します。また、本計画の概要版を作成し、周知を図ります。

第2節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現するためには、行政だけの取組では不十分であり、町民との協働が不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア団体・NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

1 町民の役割

町民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけてたりするなど、身近なところから心がけ、主体的な自治会への加入や地域活動への参加などが期待されます。

2 地域の役割

自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPOなど、地域福祉活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組んでいく役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人々が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、行政や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組むことが期待されます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう事業に反映するほか、各サービス事業者が情報を共有することが期待されます。

3 行政の役割

行政は、町民福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、町民やボランティア団体・NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育分野、建設分野などの連携体制を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

4 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組むほか、地域福祉推進の中心的な存在として、町民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

そのため、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の積極的な展開が期待されます。

第3節 計画の進行管理・評価

計画の進行管理・評価については、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、計画の見直し（Action）を行う、「PDCAサイクル」を活用します。

PDCAサイクルの活用により、各取組の改善点を明らかにし、今後の取組の充実に生かすことが可能となります。

■PDCAサイクルのイメージ図



資料編

1 策定経過

■第2次滑川町地域福祉計画策定経過

年月日	項目	内容
平成29年		
6月1日～ 6月12日	委員公募	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員の公募を実施
7月10日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 滑川町地域福祉計画の策定について アンケート調査（案）について
7月～8月	地域福祉アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 町内在住の20歳以上の町民1,000人 住民基本台帳による無作為抽出 郵送配付・郵送回収 有効回収率55.9%（559人/1,000人）
11月9日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果について 第2次滑川町地域福祉計画（案）について パブリックコメントについて
11月29日～ 12月12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 計画案閲覧場所：町ホームページ及び町役場
12月15日	答申	<ul style="list-style-type: none"> 委員会としての答申

2 滑川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく滑川町における地域福祉の推進に関する基本的な事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、滑川町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）地域福祉計画の策定に関する事項
- （2）地域における福祉のニーズや現状の把握に関する事項
- （3）その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）福祉関係団体の代表者
- （3）学校教育関係者の代表者
- （4）関係行政機関の代表者
- （5）一般公募により選出された者
- （6）その他町長が必要と認めた者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■滑川町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

NO	氏 名	所属・職名等	就任期間
1	上野 廣	滑川町議会文教厚生委員会	H29.7.10-策定まで
2	大塚 幹雄	滑川町区長会	H29.7.10-策定まで
3	小林 かつみ	滑川町民生委員・児童委員協議会	H29.7.10-策定まで
4	堀越 美穂	障害者施設関係団体	H29.7.10-策定まで
5	矢尾 千比呂	保育園代表	H29.7.10-策定まで
6	吉野 さつき	学童保育代表	H29.7.10-策定まで
7	長沢 恵子	社会福祉協議会	H29.7.10-策定まで
8	松本 知義	滑川町老人クラブ連合会	H29.7.10-策定まで
9	井上 奈保子	愛育班	H29.7.10-策定まで
10	岩附 さつき	青少年育成推進員連絡会	H29.7.10-策定まで
11	山下 進	福祉行政経験者	H29.7.10-策定まで
12	小久保 和子	介護経験者	H29.7.10-策定まで
13	柳 克実	副町長	H29.7.10-策定まで
14	澄川 淳	教育委員会事務局	H29.7.10-策定まで
15	江森 美穂	健康づくり課(保健師)	H29.7.10-策定まで

■事務局

1	堀口 幸男	課長	
2	稲村 茂之	主席主幹(兼副課長)	
3	奥野 忠	主査	
4	石川 恵子	主任	
5	贄田 誠	主任	
6	田幡 香織	主事	

3 諮問書

滑健福第 7 1 1 号
平成 29 年 7 月 10 日

滑川町地域福祉計画策定委員会委員長 様

滑川町長 吉 田 昇

滑川町地域福祉計画の策定について(諮問)

滑川町地域福祉計画の策定にあたり、滑川町地域福祉計画策定委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

記

- 1 第 2 次滑川町地域福祉計画の策定

4 答申書

平成 29 年 12 月 15 日

滑川町長 吉 田 昇 様

滑川町地域福祉計画策定委員会
委 員 長 上 野 廣

第 2 次滑川町地域福祉計画(案)について(答申)

平成 29 年 7 月 10 日付け滑健福第 7 1 1 号で諮問のあった第 2 次滑川町地域福祉計画(案)について、次のとおり答申します。

答 申

当委員会は、第 2 次滑川町地域福祉計画(案)について、時代の潮流や町民アンケート結果、第 1 次地域福祉計画の評価など、本町を取り巻く状況を踏まえ、慎重かつ詳細に審議を重ねてきた結果、原案は適切なものと認めます。

地域福祉計画では、町民、地域、事業者及び行政がそれぞれの役割や特性を活かしつつ、「自助」「共助」「公助」のもと、地域福祉の更なる向上のために、引き続きより良い方策を見出していくことを要望します。

なお、この答申に基づく計画の実施に当たっては、町民の十分な理解と協力のもと、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、基本理念の実現に向けて、本計画を着実に実施されることを望みます。

第2次滑川町地域福祉計画
【平成29年度～平成33年度】

発行 平成29年12月
埼玉県滑川町

編集 健康福祉課 福祉担当

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

Tel 0493-56-2211 (代表)

URL <http://www.town.namegawa.saitama.jp/>



清川町イメージキャラクター
ターナちゃん

